

Web 会議システムを利用した会議への出席について（案）

（Web 会議システム利用の可否）

1 委員長が必要と認めるときは、委員長以外の委員は、Web 会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して会議に出席することができる。

（出席の取扱い）

2 Web 会議システムによる出席は、みやぎ高齢者元気プラン推進委員会条例（平成十七年宮城県条例第五十八号）（以下「条例」という。）第 4 条第 2 項に規定する出席として取り扱うものとする。Web 会議システムの利用において、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声は即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができるときも同様とする。

（退席の取扱い）

3 Web 会議システムの利用において、映像のみならず音声を送受信できなくなった場合には、当該 Web 会議システムを利用する委員は、音声を送受信できなくなった時刻から退席したものとみなす。

（Web 会議に出席する場合に確保すべき環境）

4 Web 会議システムによる出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。

（会議の非公開に関する取扱い）

5 審議会等の会議の公開に関する事務取扱要綱（平成 11 年 6 月 18 日県情公第 42 号総務部長通知）第 4 条により会議が非公開で行われる場合は、委員以外の者に視聴させてはならない。